

新自由主義について

小 林 純

1. はじめに 課題と限定

経済思想はどのようにリベラリズムと取り組んできたのか¹⁾。この問いは、いささか虚をつく感のあるものと受けとられよう。まず、諸個人の自由な経済活動の場として市場が発展し、市場の動きを認識するものとして経済学が形成されたのではないか。そして経済思想の一つのあり方としての経済理論が、合理的な資源配分のあり方を説いたり、法や制度の機能的不合理性を指摘することによって、経済政策の指針を提供するものとなっているであろう。もし市場自体が機能障害を起こしたなら、個人の自由な活動にできるだけ制約を課すことなしに、いかにしてその障害を取り除くかを考えることを課題としたのが経済学というものではないのか。このようにみれば、リベラリズム = 自由主義と経済思想の展開とは、表裏一体のものと見えてくる。

リベラリズムには諸版がある。現在の新自由主義的経済政策（ネオ・リベラリズム）の功罪をめぐる議論が示すように、リベラリズムの中身が一義的に規定されているわけでもなからう。そして支配的見解に対する批判の側には、「真のリベラリズムとは」という対抗命題が用意されるのが常である。とすれば、一般に少なくともリベラリズムは正の価値を有する語と理解されているようである。

ではなぜリベラリズムが良きものとされるのか。以下、本稿ではこの問いについての簡単な考察から始めて、歴史上にリベラリズムが諸版あったことをふまえ、先行研究に依りながら新自由主義の生成局面に焦点をあてて冒頭の問いへの答を模索したい。とはいえ何らかの答を提示するには到らず、歴史上のいくつかの局面に筆者なりの光を当てるだけのことになった。筆者の関心から、素材をドイツに求める。また「リベラリズム」をあらかじめ定義することはせず、「自由主義」の訳語も便宜的なものである。

自由主義が良きものとされる根拠には、(1) 自由それ自体に価値がある、という観念と、(2) 自由であることによって良い状態がもたらされるから（帰結主義的是認）、という観念が

1) 2012年度経済学史学会全国大会（小樽商科大学）の共通論題がこれであった。本稿は、そこで討論者の任にあった筆者が準備過程で学んだことをまとめたものである。

あろう。両者の判然とした区別もつけがたい。「倫理的な善は自由であることによって実現される」というような、何らかの価値を当為として掲げてそれを帰結主義的な自由の是認で弁証する場合にも、(1)の観念は働いているだろう。

これを経済的自由主義という形で考えよう。それは端的には「経済活動は個人の自由委ねるのが一番いい」という素朴な形をとる。そして「ではなぜいいのか」という問いを続けたところだが、そこに一つの問題がある。つまり、経済思想においては、経済活動全体のパフォーマンスを高くすることが、まずは前提として織り込まれることになる。上述の(1)をそれ自体として論ずることはあえてせずに、「なぜいいのか」の議論に入ることが、経済思想の取り組み方の一つの特性なのではないか。このように土俵を設定すれば、教科書的な経済思想史の記述に乗り合うことはずいぶんと容易になる。

経済活動を個人に委ねるのは、なぜいいことなのか。まず、各個人が自らの利益について最も良く判断できる、ということが挙げられる。各人が自分で一番よく理解している自らの利益を追求すれば、最も効率的に資源が利用される。経済活動が諸個人の自由委ねられると、希少な機会や資源をめぐる競争が現れる。こうして市場では均衡が成立し、その結果、自由競争が守られれば経済効率性は良くなる、という理解が成り立つ。ここでは、自由とは競争に導くものである。また私的所有と契約の遵守とが重要な前提とされる。かくして個人の自由委ねられた結果がパレート最適を満たすとなれば、資源最適配分がなされていることとなり、自由な競争市場の是認のストーリーは完成する。

ここまでの自由の語が具体的に意味することは、国家の規制からの自由である。つまり、経済的自由主義とは国家権力の介入を受けない経済活動を是認する立場を表現するものであった。そして国家の役割は、私的所有と契約とが守られるように法を整備し、違反を罰する、ということに認められる。自由主義の国家観は、いわゆる夜警国家となる。

市場経済の展開の中で、以上の見方の修正を要請することがらが現われてくる。これらは一般に市場の失敗と称せられる。私人の自由活動のみでは処理できない問題がはつきりすると、国家の介入が要請される。公共財や外部性の認識が深まることで、国家介入を正当化する論理の整備が要請されることになる。また、自由競争は結果として「優勝劣敗」をもたらす。勝者による寡占・独占(不完全競争)と敗者の貧窮化とは、自由競争市場の産物である。不完全競争は最適配分を歪め、貧窮化は社会問題となって社会的負担を増大させる。こうして経済効率の観点からだけでも国家介入を一定程度容認する必要が認められ、自由主義はその内容の見直しが迫られることになる。

2. 経済的弱者の保護という要請

ここまでの記述は、いわば後知恵の理論的な整理である。自由主義の見直しを迫る現象は、

歴史的には多様な姿をまとめて出来したのであり、またそれらの認識も多様であった。たとえばイギリスの工場法は1833年に極めて限定的に導入されて以来、数次の改訂がなされてきた。立法による肉体的弱者の保護から、賃銀協約や十時間労働といった、労働運動を背景にした経済的弱者の保護要求が高まる局面に到ると、その正当性を説く原理が問われることとなる。わが国では、思想史上で自由主義の再検討といえばまず取りあげられるのがグリーン（Thomas Hill Green, 1836-1882）であり、グリーンのような位置づけを古典的定式となしたのが河合栄治郎の研究である。

「等しく自由の名に於て言論結社の自由は主張され、選挙権拡張は要求された。之等の自由は擡頭し来れる労働者階級と云へども、自由党の人々と共に主張したことであった。等しく自由でありながら何故に言論結社政治の自由は肯定され、労資間の契約の自由のみは否定されねばならないか、之が彼等を悩ました問題であり、彼等を尚依然として自由放任主義に膠着せしめた一因である。」[河合（上）：79-80]

後者の自由を否定することはいかにして是認されるか。自由の意味の問い直しから組み立てることが必要とされた。J. S. ミルの『自由論』（1859）は言論結社の自由を説得するには力があつたが、限界があつた。ミルの果たさなかつたことをなしたのが、グリーンであり、彼が1881年レスターの自由党の会合で講演した「自由立法と契約の自由」は「自由の本質を究明して、肯定すべき自由と否定すべき自由とを整理して、自由主義の轉回を促すと共に、自由党のために起死回生の轉機となつた」というのが河合の評価であつた。

もちろんグリーンは労働者問題の、ましてや経済の専門家ではない。河合は、グリーンならばその思想体系からみて次のように考えるであろう、とする。

「若し彼にして労働問題を問題としたならば、彼は自由放任主義に對して去就を決せねばならなかつた。何故ならば自由放任主義は労働問題に對する、當時の支配的社會思想であつたからである。その論拠は多種多様であつたが、要するに労働も亦一種の商品である、一般の商品の取引に對して契約の自由を尊重すると同じく、労働なる商品に對しても亦資本家と労働者との契約の自由に放任すべきで、その内容に干渉すべきでないと言ふ。然し契約自由の名の下に労働者は不自由なる条件を忍ばねばならなかつた。此處に於て労働者を此の窮境から救はうとするならば、契約自由なる觀念を再吟味する必要があつた。果たして契約の自由は条件の不自由を犠牲としてまで保持せねばならないものか、之がグリーンに課せられた問題であつた。」[河合（下）：422]

ここで河合の研究全体の紹介を行うべくもない。彼はグリーン思想の總體を検討して、その

体系を、認識論／本体論／欲望論／道徳哲学／社会哲学／社会思想、という大伽藍にみためて説明した。[河合(上): 219-221] これをもとにした河合の結論部分だけを見ておこう。

「...国家からの強制なき状態を自由と同一視して、新時代の立法に反対することは、偶然が与えた前時代の自由の情性に囚われるものである。新時代の立法は自由の名に於て反対さるべきに非ずして、寧ろ自由の名に於て歓迎さるべきである。グリーンは自由なる言に新なる意味を附して、新時代の立法を擁護するよりも、寧ろ『障害の除去』と云う標語によって之を為そうとした。労働者は低き賃銀に甘んじて、長時間の労働に従い、断へず失業の危険に脅威されていた。児童は教育自由の下に教育を為さざる両親の膝下に於て、必要の教育を受ける機会を失っていた。飲酒者は酒類販売業者の誘惑に会して、懶惰の生活を送っていた。之等の障害を除去することが、新時代の立法の目的である。²⁾」[河合(下): 469-470]

こうした障害の除去が再解釈された自由の名の下に是認され、立法措置が正当化される。労働問題に対しては、契約の自由・私有財産権の不可侵という観点から資本家が反対するであろう。グリーンは所有権の目的を「『自由なる道徳的生活を為すに纏はる一切の桎梏よりして、個人を解放するためであり、之がために必要なる財貨を彼に供するためである』と云い、所有権が善の実現のために必要なる条件たることを認め」[河合(下): 473] た³⁾。

河合の研究は1930年のものである。その後の研究は、イギリスでも、グリーンとその周辺的理想主義に自由主義転回の決定的役割を認めた見解の見直し・修正を要求した。この通説に挑戦した1978年の M. フリーデンの研究は、この転回にとっては19世紀末から第一次大戦にかけての「自由主義および自由党政治の変化こそが根本的であるとし、中心争点たる社会問題改革に資した集団主義(社会改革)への転回機能を果し得たのは、自由党左派 L. T. ホブハウス、ホブスン、D. G. リッチーの社会改革的<新自由主義>(倫理的であるとともに科学的・経験主義的背景を有する生物学的・進化論的社会観に基づく社会改革理論)であった」として、

2) 教育については以下のように述べられた。「子供を教えることは疑いもなく道徳的義務である。そしてそれは閑却すれば直接に誰か他の人の権利を妨げるような義務の中の一つである。...他方それを閑却することは、教育が閑却される人々の方での有益に権利を行使せんがための能力の発展を妨げる傾向がある。そしてこのために教育が国家によって強制されるべきであるのは、親の方での純粹に道徳的な義務としてでなくて、子供の方での権利のための能力への障害を予防するものとしてである。」[グリーン 1952: 252-3]

3) 「所有」についてグリーンはこう述べる。「ある人によつての財産の所有が、他人によつての財産の所有を妨害する時、人間のある仲間が自らの意志を実現する手段を得且保つ力で、他人がその力を實際に否定される如き方法に於て安全にされる時、その時のみ財産は財産の觀念と一致せぬ方法に於て、そして出来れば免れるべき方法に於て所持される。その場合には『財産は窃盗なり』ということが真にいられるだろう。」[グリーン 1952: 265]

グリーンらの理論は「穏健な古典的旧自由主義およびその方策の枠内にあり、新自由主義（社会観）を誕生せしめたものではなかった」[若松：117；江里口：143]と説いた。現在では、河合がグリーンの敵手に見立てた功利主義や社会進化論の中身が精査され、むしろそれらが自由主義の転回に与えた積極的な影響が説かれているようである。グリーンという「障害の除去」に関して江里口拓は、この「概念には、正しく放置すればリベラリズムは倫理性へと発展していくという楽観論・予定調和論を垣間見ることができよう。実は、ニュー・リベラリズムへのグリーンの影響は、積極的自由の提唱それ自体にあったのではなく、いわば“積極的自由の実現策としてのリベラリズムへの信頼”にあった」と整理する。そして、なぜ正しく放置されると倫理性に到るのか、という点についての「グリーンの説明不足を補うべく、ニュー・リベラリズムの論者たちは、スペンサー、ダーウィンらの進化論に依拠した」[江里口：144]と説明している。これはいわばフリーデンの強調する断絶の相対化の試みであり、新自由主義という新たな思潮形成に果たしたグリーン的位置を正しく見定めようとするものであろう。

1870年代にはドイツでも社会立法、社会政策の展開がみられた。1839年にはプロイセンに限定的な工場法が公布されたが「実際の施行はやっと70年代に於て之を見た」[ブレンターノ：293]とされる。70年代には社会政策学会が設立され、80年代には保険三法も公布された。ここで触れたいのは、社会政策学会の設立についてである。社会政策なる思考の啓蒙をねらったこの学会の設立について、やや図式的に描いてみよう。ドイツでは、商業都市を中心に経済的自由主義を宣伝するエコノミストが19世紀前半から活動し、1858年には「ドイツ経済者会議」に結集した。彼等は「ドイツ・マンチェスター派」と呼ばれる。この自由主義者にとっては、賃銀労働者を「自由な、つまり労働市場における移動の自由な、賃銀労働者にまで『解放』」することが課題であった。「彼らの活動が支配的であった期間を通じて労働者保護の社会政策において極度に遅れていたのは理由なきことではない。1839年にはじまり1869年の北独逸営業条例に統合せられた労働者保護は、この期間を支配した自由主義の影響のために、ほとんど見るべき内容を持たなかった」[大河内：89]のである。したがって社会政策学会の設立者たちは、このドイツ・マンチェスター派の自由主義を論敵としていた。彼らは、工場法の必要性や、急速な工業化の中で分解・没落する旧中間層が引き起す問題を実証的に確認して、政策対応の正当性を訴えた。

経済過程を自由放任とすることに異を唱えて国家の立法による介入を是とする経済思想、社会政策の推進、ということでは英独同じである。違いはどこか。河合は以下の二点にそれを求めた。第一。ドイツの社会政策は国家主義の上に立っていたこと。ドイツの「労働者保護は国家のためより来れる反射的の恩恵に均霑したに過ぎない。英国に於ては労働者各自の善の実現のために保護が行われた…。この差異は根本に於て独英国家観念の相違より来り、直接には独逸に於てヘーゲルの社会哲学を、英国に於てグリーンの世界哲学を、何れも下層構造とすることに原因する」。第二。ドイツの社会政策は政治的自由・思想言論の自由と結びつかず、民衆

の意志の表現としてではなく「民衆の上の官僚が優越者として下賜した恩寵」であった。イギリスの社会政策は、このドイツのあり方の対極にあって「民衆の意志を表現する議会を通じて行われ」たものである。そうして「同じ独逸社会政策論者でありながら、ブレンターノ、シュルツェー・ゲバーニッツがシュモラー、ワグナー等と異なるは、独逸学者中に於ける官僚的と民衆的の差」だとして、前二者が「何れも英国研究者であり、英国思想の影響を受けた人々である」[河合(下):486-7]と見た。

いまシュモラー研究の現段階に立ち入るつもりはない。ここでは二点確認しておきたい。第一、河合の見方に端的に現れているように、リベラリズムなる語の示す中身は狭義の経済思想で抱えられるものではない、ということ。とりわけ意思決定のあり方が問題にされていることは、「リベラル」の形容詞が政治思想の質に冠される性質が強いことを示している。もう一つ、ドイツ語圏での「自由主義経済学」なる表象は、このあと主にオーストリア学派の経済学者を指すことになった。1870年代までの議会改革や社会政策の展開と、その是認原理の定式化が80年代にそろって英独で出された⁴⁾と見れば、同時代性が認められる。ただし、ドイツの社会政策論者たちは、その後、新自由主義の議論で取りあげられることはないようである。

良きものと観念されたリベラリズムは経済的自由主義という姿をまとめて、国家の経済過程への介入を嫌い、夜警国家を良しとした。だが経済の発展のなかから夜警国家の任務をはみ出る課題が生じ、社会政策や所得再分配が要求された。自由放任がもたらす善と、そこに登場した社会的負担(コスト)とを考へて、社会政策が進められる。ここまでの局面では政策は経済的弱者保護としてなされている。これには自由主義の立場から批判が出され、政策推進派はこれに対抗する論理を必要とした。本稿ではグリーン研究に素材を求めて本稿課題に関わる局面を一瞥し、ドイツ社会政策学会の設立を対比的に取りあげた。ここまでの話は、河合栄治郎の言をかりて岡田与好が以下のようにまとめており、その引用をもって小括とする。

「さて自由の諸類型・諸段階を分つものは、何よりも、自由の定義とその適用にある。河合はハイエクと同様に、自由を『強制なき状態』すなわち『強制からの自由』として定義したが、経済的自由の理解において両者は完全に対立する。河合は言う。『経済上の自由とは、資本主義より来たる経済的強制を排除することを云う。曾ての自由主義は、経済上の自由の下に、国家からの干渉を排して、経済生活の自由放任を唱えた。だがその結果

4) ちなみにドイツ帝国は1871年の創設、帝国議会は25歳以上の男子の普通選挙であった。またここで定式化したのは、筆者がグリーン「立法自由と契約の自由」(1881年)とブレンターノ「工業労働者問題」(1882年)を想起したからである。前者には「社会の拘束に服従することは、人々に与えられた能力の完全な発揮への第一歩なので、そのような服従こそ、真の自由への第一歩なのです」[グリーン 1977: 72]の文言があり、後者は冒頭で人類発展の目的を「万人最高の完成」[ブレンターノ: 2-3]とみる立場を鮮明にして持論を展開した。

において経済的強制の自由が与えられるに過ぎなかった。現段階の自由主義は、強制の排除を、国家からの強制の排除から代えて、資本主義からの強制の排除とする。固より資本主義からの強制を排除する為には、国家からの干渉を甘受せねばならないだろう……此の点が一切の強制を排除する無政府主義と自由主義との相違である。[河合『時局と自由主義』より]。資本主義の発展とともに、このように、自由主義の中で、経済的自由は、『国家干渉からの自由』から『資本主義的強制からの自由』へと定義し直され、自由の概念とともに国家の役割も転換せしめられうるし、またされねばならないことを河合は強調したのであった。」[岡田：258]

3. ドイツ新自由主義の生成局面

(1) 大恐慌の衝撃

ドイツ語圏経済学史において自由主義なる呼称が用いられるときのバイアスについては先に触れた。ここでは新自由主義という呼称が出てくる局面を見よう。一般にドイツ新自由主義とは、第二次大戦後になってから、西側および西独の体制を「東」と対比し、またケインズ主義政策とは区別された「社会的市場経済」論につらなる系譜を(いささかのナショナリズム風味を加えて)独自のものと特定するべく、用いられてきた言葉のように見受けられる。このような筆者の主観を離れて、まずは例を挙げよう。やや古いものだが、オイケンやケインズの翻訳もされた大野忠夫の以下の古典的基本イメージの記述は、おそらく現在でもそのまま通用しているのではないか。

「…ネオ・リベラリズムと呼ばれる思想は、両大戦間における集団主義(全体主義政治と中央管理経済)の脅威に対抗して、民主主義と自由経済体制とを擁護しようとする目的から出発した。従って、それぞれの社会的背景に応じて、またそれぞれの学者により、その思想の重点のおき方ないしニュアンスに相違があって、ネオ・リベラリズムの内部においてもさまざな立場が見られることはいうまでもない。しかし、それらはいずれも古典的自由主義の哲学に基礎をおき、自由経済のため制度的枠組の形成の必要を強調した点で一致しており、全体主義、集団主義への闘争において他の自由主義者たちと共同戦線を張ることが可能であった。」[大野：40 1] (初出は1964年)

ここで二つの問題をあげておく。一つは、生成の基本要因として大野が大戦間期の集団主義の脅威をあげているが、まずは圧倒的な世界恐慌⁵⁾の圧力を考えるべきであろう。つぎに、二

5) 表記について。Krise は危機の意味をもつので、Wirtschaftskrise は経済危機、つまり恐慌を意味する。だから Weltwirtschaftskrise は世界恐慌となるが、世界経済恐慌と訳されてきた。以上を確

ュアンスの相違というときの幅についてであるが、これは先にバイアスと呼んだ問題にも関連し、以下の議論の帰結にもかかわるので、最後に少し触れることにする。

まずは同時代人の証言をあげる。自らの経験もふまえて、経済学的認識の転換を強いられたことをロウ (Adolf Lowe, 1893-1995)⁶⁾ は、「第一次大戦の余波で苦しんでいたヨーロッパでは、依然として、干渉主義の拡大は一次的な便法であり、内外における市場の自律性に復帰するのに必要な条件を立て直すという目的のための一手段である、と受けとられる余地も残っていた。『常識』への信頼に真の打撃を与えたのは大恐慌である。…新古典派の理論家の何人かに自分たちの推論の基礎に対する再検討を促したのはこうした両大戦間の経験にほかならない」[ロウ：90-1]と記している。このあと彼はケインズ一般理論が転回点となったことを論じてゆくが、まずは大恐慌のインパクトが率直に語られていることを確認しておこう。

わが国ではすでに雨宮昭彦がドイツ新自由主義の生成について精力的な研究を進め、画期的労作『競争秩序のポリティクス』が2005年に出された。また小野清美 (2008) は雨宮の功績を認めつつも修正要求を掲げて、オールド自由主義の思想的掘り下げ作業を進めた。以下では、雨宮の一連の研究をなぞる形で、リベラリズムの運命を少したどってみる。

(2) 不完全競争論

まず、理論史に眼を向けよう。現実と無関係に理論研究の展開があるわけではないが、後になると、いかなる背景の下で特定の理論的展開がなされたのかは問題にされなくなる。現在の研究水準で過去の成果を整理するという手法は、理論史では普通に行われ、知識社会学的考察は好事家的尚古趣味に委ねられるとなれば、本稿の課題それ自体が好事家的作業になろう。その作業こそがここでの眼目となる。対象は不完全競争/独占的競争論である。

E. ジャムの『経済思想史』(原著は1950年)をのぞいてみよう。マーシャルの原理が普及するなかで、経済学者は「学習上の仮設である完全競争の美德」を讃えはしたが、それがおよそ現実にあるものでないことも知っていた。

「完全競争は現代の世界においてかつて実現されたことがなかったこと、より自由な世界はもはやその図式には合致しないであろうこと、を知っていた。彼らはもはや競争と自由放任を混同することはなかったのである。／かくて1920年以来大いに発展するに至った新たな学説の流れが準備されたのであった。競争と独占とは学習上の仮設として研究された

認できれば、本稿では訳語にこだわらない。

6) 彼アドルフ・レーヴェ (Adolf Löwe) はキールの海上交通・世界経済研究所メンバーでコラム、ナイサーと同僚であった。オッペンハイマーの下でも学び強く影響を受けた。ハイマン、リュストウとはパウル・ティリッヒのサークル(宗教的社会主義者)で一緒だった。1933年には政治的・人種的理由で亡命、スイス、英国をへて、1940年アメリカへ渡る。[Janssen: 582-3] 以下、伝記的情報はその都度ことわずかにヤンセンの書の伝記部分の記述 (S. 531-638) に依る。

ばかりでなく、実際に競争がなお現実世界の特徴の一つであるとすれば、それは現実世界においてどんな特殊の形態をとるのか、そしてこうした変化は価格形成や経済均衡にたいして、どんな影響を及ぼしうるのか、ということが研究されるに至った。このような主題についての開拓者は、今日なお有名な論文でのピエロ・スラッフアであったように思われる。それに続いたのは、とりわけ、不完全競争あるいは『独占的』競争を研究したジョーン・ロビンソン夫人とエドワード・チェムバリン、および各種の市場形態を注意深く研究した H・フォン・シュタッケルベルクであった。」[ジャム：460]

ジャムの書の「競争の分析」章で最後に取りあげられたのがシュタッケルベルク (Heinrich von Stackelberg, 1905-1946)⁷⁾ であった。重要と思われるものを年表風に記しておく。

1924 Bowley, The mathematical groundwork of economics.

1926 P. Sraffa, The laws of return under competitive conditions, in Economic Journal.

1933 J. Robinson, The economics of imperfect competition.

1933 E. H. Chamberlin, The theory of monopolistic competition.

1934 H. v. Stackelberg, Marktform und Gleichgewicht.

ジャムはシュタッケルベルクの寡占問題の研究について、「シュタッケルベルクにとって、もっとも頻繁に起こりうる状態は、ボーレイの寡占、いいかえれば、安定均衡の成立とはもっとも相容れない状態でなければならなかった」[ジャム：476] と結論づけた。現在の教科書にも、シュタッケルベルクによって「非対称的複占」と名づけられた事態(シュタッケルベルクの事態)の説明が出てくる。「シュタッケルベルクによれば、そのように均衡が存在せず、動揺と闘争に明け暮れる状態が寡占市場本来の姿なのだと考えられている…」(福岡正夫『ゼミナール経済学入門(第3版)』日本経済新聞出版社、2000年、190頁)。そしてこの見解への批判が示され、それを克服する理論が紹介されて、結論的には「両当事者の側に、ある程度の相互依存の認識があるかぎり、彼らのあいだでは当然そうした協力解に向かおうとする強い誘因が働くことになるであろう。われわれが観察する寡占市場の実態も、通常はそのような協調的状态を実現している場合が多い」(同、193-4頁)とされる。その協調的事態をもたらすものが、カルテル形成、行政指導、そして以心伝心の協調的行動というわけである。

ではシュタッケルベルク自身はどのような文脈でこの「シュタッケルベルク的事態」を問題にしたのか。ある理論の成立根拠がその理論の妥当性の根拠となるものではないこと⁸⁾を了解し

7) シュタッケルベルクはケルンで E. v. ベッケラートのもとで1930年に学位を取得。ローマとヴェーンでも学んだ後、1935年末にベルリン大学講師、1941年にボン大学に移り、1943-46年にはマドリッド大学客員教授。1931年以来 NSDAP 党员であった。

8) 雨宮の1932年時点での諸論者の理解のナチス期・戦後での評価、小野のオルド自由主義形成期理解

たしたうえで、後でこの問いに答えることにする。

(3) 1932年：危機の年

i. シュテルンベルク (Fritz Sternberg, 1895-1963)

世界恐慌のなかでドイツ経済も大きな打撃をうけていた。この時期の経済状況をまず見ておくために、ここでは始めにシュテルンベルクの論稿「世界経済恐慌」を紹介する。これは短いけれどもかなり包括的な記述であり、マルクス主義者としての活動期に『世界経済アルヒーフ』に掲載されたもので、当時の左派の見識を示すものと受けとってよかろう。彼が問題として取りあげたいいくつかの論点も、この後に見る「新自由主義者」の論稿ではあまり触れられていない、という意味で、それとは政治的立場と同様に対照的な像となっている。

彼は現下の恐慌を資本主義の危機と解する。そしてその要因を、資本主義にとって、拡張、つまり新市場の征服、自己の境を越えてゆく生産の拡張がますます困難となったこと、そのため弾力性を失ってきている、というところに見た。[Sternberg: 110-1] まず世界貿易は、恐慌以前からすでに戦前とは異なっていた。その伸び率は戦前に比して大きく減っており、価額と量の両面での停滞が見られる。彼は、上記の外的拡張の後退が生産と消費の齟齬に現われ大量失業をもたらしている (S. 112) として、まずは失業に焦点を当てる。そして現在と比較して戦前の労働市場を比較的良好に保った要因として以下の4つあげた。

植民地の資本主義化。これは植民地にプロレタリアートを発生させることなく行われた。移民。

死んだ労働による生きた労働の代替が進むテンポは緩慢だった。

以上3点から賃銀上昇があり、これにより失業者を吸収できた。

だがこの4要因は変化した。まず、植民地・半植民地における工業化は阻止しえず、そこにプロレタリアートが形成された。インド、エジプト、中国、南アフリカにそれが見られる。従って帝国主義的な植民地進出は盛期資本主義諸国のプロレタリアに多くの就業をもたらすものではなくなった。つぎに、ヨーロッパの労働予備軍の移民の数は戦前に比して伸びていない。アメリカ、アルゼンティン、カナダへの流入数は平時を下回った。そしてシュテルンベルクはを拡大の減退からくる「合理化」の問題と言い換えて、こう論じた。資本主義とともに合理化は不断に行われる。つまり資本の有機的構成の高度化傾向であり、経営の近代化傾向である。これは、死んだ労働による生きた労働の代替への傾向のことだ。戦後、これが合理化と呼ばれたことには理由がある。それは、資本の有機的構成高度化のテンポが著しく早まったことだ。発明とその利用の結合が自動化して合理化となるのだが、これは競争の結果である。資本主義諸国内での競争激化、そして盛期資本主義諸国の世界市場をめぐる競争激化が原因で

の戦後での評価、にも関わることなので、あえて屋上屋を架した。

ある。戦後、外部拡張の困難が増大した。戦前の巨大な生産手段生産部門・輸送部門は大きな雇用を抱えていた。生産装置の構築は就業可能性を生んだ。しかし今日の合理化はそれほど雇用を生まず、即時・直接的には労働者を放出する、つまり失業を大きくする。テイラー・システムから直接労働を節約するベルト・コンベアにまでいたる合理化がなされた。

合理化のテンポが労働市場に不利な状況を生むとすれば、絶対的貧困化傾向が強まる。こうして の賃銀上昇とそこからくる購買力の上昇も、現在では見られない。恒常的に上昇する賃銀と人口増加ということは、はもはやない。国内消費の持続的上昇がなければ就業者数の増加も望めず、むしろ多くの国では減少が起こった。賃銀総額が上昇しなければ国内購買力も伸びない。同時に、他方では生産性の著しい上昇が起こっているのである。以上がシュテルンベルクの大量失業発生の原因論である (S. 112 5)。

つづいて彼は世界の状況を描く。彼によると、アメリカ合衆国の事例は上記の問題を象徴的に示している。合衆国では戦前に就業者数の著しい伸びがあったが、戦後はそれが停滞した。1919年がピークだった。1920/21年恐慌で一次的に急激な減少があったが、1923年には回復した。しかし23年以降、就業者数は減少し、以後この水準にまで戻っていない。好況期にも就業者数が減っていることは強調されねばならない。戦前には「生産(額)の上昇と就業者数の上昇」が並走していたのに、戦後は「生産上昇と就業者数減少」となった。戦前の労働生産性の伸びは緩やかであったが、戦後には、一貫した、しかも急激な上昇が起こっている。

一般化して言えば、帝国主義的拡張の可能性が制約されたため、競争が激化し、合理化の強化は強制的となる。そのため生産性の急上昇がとげられ、好況期にも就業者数は減少する。合理化のテンポの上昇は失業者を増やし、総賃銀額はもはや上昇しなかった。好況の中でも大衆の購買力が停滞した。生産と消費の分裂は資本主義システムの矛盾を、アメリカでも他の資本主義国でも先鋭化した。これが彼の診断である (S. 115 6)。

同様の合理化は農業でも進んだ、と彼は言う。現在、工業・農業の双方で過剰生産が見られるが、かつてなかったことである。一般に工業での恐慌によって価格下落がおこると、農業部門の購買力が増大した。つまり農業部門の相対的安定性は恐慌先鋭化を緩和する要因と認められていた。農業には工業恐慌に対する免疫があり、これが重要な弾力性要因として戦前の恐慌克服にあずかって力があつた。だが今日では様相が異なっている。合理化の進行により天候に左右されない高水準の収穫が実現できる。ロシアとインドの輸出が止まり、ドーナウ諸国の輸出品が減少しても、十分な量が、雇用労働者数減少の下に生産される。この経済的社会的意義は極めて大きい (S. 119 20)。

農業部門はむしろ世界恐慌を深化させる。農工製品の価格シェーレ(缺状較差)が大きく、農業従事者の所得が減少する。アメリカの価格統計でみると、1909年8月~1914年7月の5年平均と比較して、1930年1月の農産品生産者価格は117%、工業製品・消費財の小売価格は146%、つまり農産物の購買力は戦前の80%に低下した。1931年6月では、それぞれ80%、130%、

61%となった。ドイツでも同様の価格シェーレが見られるが、とくに畜産・酪農品での低下が激しく、収入減は大きい (S. 120)。

シュテルンベルクはつぎに中間層の状況悪化を取りあげる。純粹に経済的にみれば職員の生活はますます労働者のそれに近くなった。合理化は職員層にも進み、失業が増大した。独立中間層（農民・手工業者）は、戦前でも集中と独占の形成の進行により、総利潤中の比率を下げているが、全体が伸びていたので分配される利潤総量では上昇だった。ここでも戦後資本主義では様相が異なる。インフレで中間層の財産は失われた。総利潤量の伸びは少ない。戦後は、全世界で資本の集中傾向が著しく進み、独占化傾向が強くなった。独占の権力は上昇し、利潤の分配比率をさらに上昇させた。中小の経営の利潤の分配は後退し、絶対的劣悪化の状態にまで進む。中間層は、自己の財産、労働者を上回る所得、労働による生存の安定、という要因によって自らを労働者から区別してきた。もも消滅の渦中にある。は、仕事をしていてこそそのものだが、就業口が失われてきた。工業労働者予備軍というマルクスの法則は労働者についての法則だが、この法則は今日では労働者、職員、独立中間層、小売商・手工業・農民層にも妥当する。中間層が不利な条件で1日12時間働いた場合でも熟練労働者と同程度の稼ぎなのだ。賃銀低下は物価の下落によって償われていない。結論的に明らかとなったのは、大量失業による賃銀総額の低下は生活維持コストの低下よりも激しく、国内購買力はますます減少してきた、ということである (S. 120 7)。

つぎに独占について。独占と恐慌の関係はすでに諸方で論じられている。独占価格の硬直性が市況への適応の弾力性をなくしているため、独占が恐慌の悪化を促している。独占の価格維持政策は、非カルテル部門の価格崩落をもたらしているが、これは国際的にみると原料産出国と農業国が非カルテル部門にあたる。そしてこの価格急落はこれら製品の輸入に利害関係を有する諸国にも打撃をあたえる。資本主義的中核（センター）は恐慌の作用を周辺（ペリフェリー）に転化する可能性を追求した。この関係は、国内での独占の政策にも言えることであって、利潤機会を守るために高カルテル価格を維持し、弱者である労働者層と中間層に負担を転化しようとした。後者はこれに耐えられない。周辺諸国の国家的破産状態は中核諸国の中間層のプロレタリア化に対応している。労働者階級のみならず中間層の消費が停滞することにより、独占の販売は価格維持で見込んだ利潤の何倍も失うことになる (S. 127 8)。

生産の停滞は銀行・金融・通貨の危機と同時に進行している。国際取引商品の価格下落は貿易金融をになう銀行に打撃を与える。世界農業恐慌の激化は先進国の地価下落、不動産価格下落に現われ、これも抵当信用の未充足などを通じて銀行への打撃となる。銀行・信用の危機と工業生産の危機は負のスパイラルをたどる。世界資本主義におけるデフレは株価・卸売物価・地価・不動産価格の下落となって銀行の支払不能や生産恐慌を進める。対応としては金本位制離脱とインフレの追求であり、実際、いくつかの国でインフレが観察された。こうして一方でのデフレによる銀行危機と、他方でのインフレおよび為替変動のため、世界経済はますます混

乱した。政治家は国際協調の必要性を説くが、危機の状況は各国で異なり、どの領域でも競争が激化する。フーバー・モラトリアムにはフランスの異議も出された。国際資本市場での英国資本主義の地位が弱体化すると、ニューヨークとパリがポンドへの攻撃を強めた。ポンド切り下げと保護関税によって英国の失業は若干減少したが、これによりドイツ・ルール地方の炭坑労働者が失業した。最後の自由貿易国の英国も平価切り下げと保護関税による自国産業保護・輸出促進に踏み出したことによって、世界経済の分断が進み、通商戦争はさらに激化した (S. 128-31)。ちなみにイギリスの金本位制離脱は1931年、そしてここでシュテルンベルクが言及した英国の政策転換とは、ネヴィル・チェンバレンの輸入関税法と思われる。この論稿の執筆は7月のオタワ会議開催以前であろう。

シュテルンベルクは最後に衝撃的な数字をあげた。それは彼が資本主義諸国の結合が崩壊したことを象徴するものと見た外債発行高の減少である。有力4カ国 (英・米・スイス・蘭) の市場での外債発行高は、1930年第2四半期に30億5300万 RM (ライヒスマルク) だったが、1931年第1四半期に11億6300万 RM、第2四半期に7億1200万 RM、第3四半期に2億8600万 RM、そして第4四半期は190万 RM にまで縮小した。

生産縮小にたいする盛期資本主義諸国の対応は、通商戦争を激化させ、当然にも危機をさらに深化させる方策であった。生産の危機は銀行・金融・通貨の危機に到り、それが生産危機を深化させるスパイラルを描く。これが政治的緊張を高めて、また経済危機の深化を促す (S. 131-2)。こう述べてシュテルンベルクは、資本主義経済では生産の再活性化をもたらす「アルキメデスの点を見出すのは困難になっている」と結んだ。

ii. コルム (Gerhard Colm, 1897-1968)⁹⁾

1932年9月28~29日にドレスデンで開かれた社会政策学会のテーマは「ドイツと世界恐慌」であった。初日に「ドイツと世界恐慌」と題するザイツェフ (Saitzew) とコルムの報告、二日目にはディーツェ (C. v. Dietze) とレーデラー (E. Lederer) が「アウトアルキー化」と題する報告を行い、それぞれ討論がなされた。

コルムの報告は、均衡攪乱の原因としての工業化、危機深化の原因としての工業化、危機克服の阻害としての工業化、の三部で構成された。彼は のところで、外延的工業化 (extensive Industrialisierung)、工業諸国の工業化 (Industrialisierung der Industrieländer)、集約的工業化 (intensive Industrialisierung) の場合に分けて考察を進める。

「外延的工業化」は、内容的にみてゾンバルトの主張する「土台としての農業と上部構造としての工業の均衡関係の法則」への批判であろう。最終財における農産品・原料比率の低下、

9) コルムは勤務していたドイツ国統計局 (1922-27年) で知り合ったレーヴェにキールに招かれ、1931年にレーヴェを継いで世界経済研究所景気変動研究部門の長に就任した。1933年に人種的・政治的理由で攻撃され離職、同年アメリカに亡命。1939年にアメリカ市民権取得。

つまり加工部門割合の上昇によって需要の変化が生じたが、この変化に生産が適応し切れていない。このことは、一般的工業恐慌の勃発以前にあった農業・原料恐慌の大きな原因である。原産物と加工品の価格シェーレ拡大はその表現であった。加工業への重心移動が緩慢であることによって構造的恐慌現象が生じた。こうしてコルムは、世界経済全体として土台 上部構造の均衡を失した発展という意味での一般的「過剰工業化」というものは認められない、とした。「工業諸国の工業化」のところでも、コルムは途上国の工業化に触れ、そこでの工業化は原料の増産を同時にもたらしていること、その場合の工業化は購買力の上昇と原料輸出の増大が並存し、これまでのところ高品質工業製品への輸入需要の増大を伴っていることをあげて、ゾンバルト的懸念を否定している。「工業諸国の工業化」に固有の論点とは、ドイツにはそれが「外延的工業化」よりも重要であって、大戦後の新生国の保護主義が世界的にみて過剰投資をもたらしたことである。だがドイツの工業はこの変化に高品質生産で対応することでは英国よりも成功した。ここでせいぜい言えるのは、いまの危機発生以前にすでに作用していた失業の要因を、世界経済的な工業分布の変化に対する適応過程の遅れに求めることができる、ということにすぎない [Schriften d. V.: 36 7]。

これに対して「集約的工業化」には違った評価を下さねばならない、とコルムは言う。彼はここでシュテルンベルクが「合理化」論で扱った技術発展のテンポと失業の関係という問題に触れている。ただ、「おそらくは、いわゆる合理化の時期がドイツにもたらしたような技術進歩と資本形成の不均衡、集約的工業発展と外延的工業発展の不均衡、これが、世界経済恐慌の本来的開始以前にすでに現われていた失業の根本的原因である」(S. 38)として、ここに現下の状況の根本原因を見ているのではない。とはいえ雇用縮減となる投資と雇用創出となる投資の割合が決定的であることは認めている。ドイツの信用組織と資本不足による高利子率とは拡張的投資の制約となったが、合理化 (= 雇用縮減) の投資の制約にはならなかった。最新技術の導入によるコスト削減と高利子の負担増のどちらが大きくなるかは「偶然」だからである。

この議論の延長上にコルムは注目すべき指摘を行った。それは、費用逦増法則が働かない、ということである。そして、コスト削減的な技術進歩は自由競争の中で生産能力の拡大をもたらすが、この発展が需要の拡大と均衡するかはこれまた「偶然」だ、という。一般には新技術導入ののちに費用逦増法則が作用して、新たな需給の均衡状態が生じる、と仮定される。だがそうでないと話は変わる。所与の経営規模の最適点までの稼働では費用逦減である。ヨリ大規模の経営への移行による費用低下も、ここに扱う費用削減的技術進歩の問題に含めよう。その場合生産能力拡張の傾向と、企業が最適点まで稼働しようとする傾向とによって、この問題は実践的な意義をもつ。これが妥当する産業部門では、生産能力の拡張が、最適稼働の達成される前に先を急ぐのが典型的なのだ。「費用逦減と結びついた過剰生産能力への傾向はたえず新たな市場攪乱を引き起こし、それが同時に新たな均衡をもたらすことなく価格急落となって現れるのではないか」(S. 39 40) と述べるコルムは、寡占・独占市場の右下がり需要曲線と、

収穫逦増 (= 費用逦減) のために右下がりのままの平均費用曲線となる事態を指摘していた。

彼は現実の市場が理論の前提する完全競争市場から乖離していることに注意を促す。現実には、高度な設備により経営費用逦減法則の下にある産業部門においては自由な完全競争は成立していない。重工業の大企業なら、自社の生産拡大が価格に影響しないわけではないし、また費用曲線が右下がりの途中で生産量を決定する場合が有利なことも知っている。需要曲線が右下がりなら販売量拡大のためには宣伝などの販売コストが必要となり、原価逦減でも総コスト逦増が生じることもある。こうした阻止的要因にもかかわらず、「規格化された製品の場合には不均衡的生産拡張への恒常的傾向が仮定されねばならない」(S. 40 1) というのがコラムの結論である。ただし彼はこの傾向について、経験的研究が始まったばかりなので、過大評価すべきではない、との留保を付した。

ではカルテルが問題解決を導くか。この点についてコラムは以下のように論じた。大企業の優位な産業、景気変動のリスクを抱える産業部門では企業家はカルテル結合に意欲的である。自由競争では過剰生産能力を抱える傾向は止められない。実際にはアウトサイダーが存在し、数量割当闘争との関連でこの傾向が強化されさえる。完全独占からしか導きえない安定化作用をカルテルに期待はできない。つまり、技術進歩と固定費の高比率が均衡攪乱をもたらす、という主張は、カルテルによる結合によっては否定されない。またカルテルにこの傾向の責任を負わせるのも誤りである。カルテルの景気循環上の「罪」は、その独占化傾向にあるのではなく、「カルテルが個々の場合に合理的独占政策にも逆らっていることのうちにある」(S. 40)。以上のことからコラムは総括部分でこう結論づけた。

「技術進歩による費用低下と、高率固定費による費用逦減は、自由競争でもカルテルで制約された競争の場合でも、生産設備の不均衡的拡張と市場攪乱とに向かう傾向をもち、それゆえ失業をもたらす。この傾向は、販売費用逦増と大生産者の似而非独占主義的態度によって緩和される。ただし技術進歩のこの作用は現実の影響を経験的になお充分検討されていない」(S. 42)。

の「危機深化の原因としての工業化」の段で、コラムは、今回の恐慌は従来のものとは規模が違い、まず政治的要因に責任が求められるとした。結論に直結する二点を以下に紹介する。まず第一。同一労働同一賃銀原則は高度に発展した工業体制のあり方に根付くもので、特定の事態にのみ使えるものだが、農業・工業に採用され、しかも協約賃銀率となると、賃銀較差をつけられないので不況では賃銀低下が不可避となる。これがデフレ期に危機深化作用をなす。工業化により固定費比率のみならず(賃銀の)「硬直費」比率が上昇し、企業・業種の差を問わぬ「均一費用」化が進んだ(S. 42 3)。この指摘は賃銀政策の失敗を指すものと読める。

つづいて第二。理論では、小経営の自由競争では不況が選択(Auslese)機能を果たし、淘

汰される企業があれば、他方に最適生産量の企業が残る。だが現実では、制約された競争下に淘汰は生ぜず、少数企業が清算されたのみで、大部分は生産能力の部分利用で存続したため、コスト高となった。これに社会的負担と税が重なる。内部的に健全な企業でもコスト構造は不利となる。一般的コスト引下げ、つまりは賃銀と利子負担の低下があってようやくやっていける。だがこの一般的コスト引下げは不況のなかで事業清算の影響をさらに厳しいものとするため、不可避的に危機緩和・企業支援策の出動となる。これが企業の生産活動につながらず債務償却や蓄積となり、危機を深化させる。いささか先鋭化して言えば、「現代の技術と経済組織の下で資本主義的危機は、清算の資本主義的意味を失ってしまった。避けがたく迫ってくる収益性保持のための施策が、それがなされた時点では逆に危機先鋭化に貢献してしまった」という (S. 43 4)。ここには経済・財政政策のジグザクへの批判が読み取れる。

の「危機克服の阻害としての工業化」の段では、まず大企業の不況対応能力の低さが技術的というよりは金融的構造に負うことが指摘される。コラムは大企業が資本損失を防ぐために経済・財政政策に頼ることに言及し、加えてカルテルなどの防衛策をとることにより、自己の適応過程を遅らせている、と見た。また、大企業の供給弾力性が低いため、価格引下げによって販売後退を克服しようとする傾向が極めて強くなることを指摘する。だがこの方針は、よく言われるようなカルテルのために失敗するのではなく、不況期の生産財需要の落ち込みのために失敗する。価格を下げてでも不況期の国内販売は限定的にしか伸びない。彼は、将来の一般の見通しと資本市場の状況のほうが、たとえば鉄鋼価格の値下げの程度よりも、投資と在庫積み増しにとってははるかに重要だ (S. 47)、とした。

つぎに経済政策による経済の適応能力の減退が指摘される。コラムはここで「国家の統一的な経済政策」ならばこの適応力や機敏さを高めることができるのではないかと、とする。彼の見るところ、これまでは工業政策や商業政策、社会政策、金融政策が統一的計画によっておらず、相互に対立する諸力の政治的均衡に仕えるものだった。国家には部分的にしか負っていない工業発展の中から、国家が一撃では克服できないような緊張が生じてきた。資本主義の市場メカニズムの欠陥は国家の介入を要請するが、介入はこれまで無計画的になされ、それゆえ介入で解決すべき問題をむしろ悪化させてしまった (S. 47 8)。

この段の最後にコラムは、ローザ・ルクセンブルクとシュテルンベルクの新マルクス主義文献に関連して、外延的工業化の問題に触れた。結論的には、途上国の工業化は、本国独自の信用政策・発券銀行政策の構築がなれば、それによって世界不況中に金準備を増加させ、国内発券券をはかり、その後にはかるべき商品輸入を行う、ということもありうる、とされた。工業国では住宅建設の意義が指摘される。不況期の低利子率と原料価格低下はこの部門が危機に対する安全弁として作用するので、景気対策の政策手段として有効なものと根拠づけられた (S. 48 9)。

コラムは掲げたテーマを議論の整理の枠としながらも、きわめて多面的な検討によって危機

・失業の複合的原因を明らかにした。循環的景気変動の議論は、世界の工業化と工・工分業および世界的産業配置への適応過程とともに現下の危機以前からの現象の説明となるから、おそらくは背景にあって表面化していない。ここに紹介したように、企業のコスト構造、寡占市場、合理化のテンポ、そしてドイツ政府の政策のあり方にまでわたる鋭い分析が含まれていた。政策提言となれば、また別の報告が必要だとしながらも、コラムは最後にこう述べた。

政治的動揺に直面しても経済システムのより高度な抵抗力を保障するために、経済秩序が近代的技術の諸条件と調和できるような工業システムの発展が考えられるか、という問いで締めくくります。計画的経済遂行の要素の組み込みを通じてのみ、現在の工業システムは政治的動揺にも耐えることのできる危機対応の強靭さをもつのです (S. 51.)。

こうした多面的構造的な分析による危機原因の解明から脱出策を構想するものもいたのである。この後に議論の対象となる論点は、こうした分析に含まれるものの一部なのであって、とくに解決策の提示に結びつく特定局面のものに限られてくる。

iii. ベッケラート (Erwin von Beckerath, 1889-1964)

おなじ1932年に E. ベッケラートは「ファシズムの経済憲法」を発表した。この論文で彼はイタリア・ファシズムの「労働憲章」を取りあげて解説と解釈を付しているが、ここでは、序論的部分 [E. Beckerath: 347-50] のみを整理して紹介する。

1. 憲法 [= 基本枠] とは一つの制約である。権力の主体的な公法であることによって個人に対する国家の全能を制約し、とくに権力分割を通して市民諸個人の権利領域を創り出し、それを保障する。国家はさまざまに介入したが、それ自体矛盾に満ち、原則なきものだった。議会制民主主義では、政治という迂回路を通して権力を行使する利害関係者の意思が、そうした介入に反映している。なぜ国家は経済を一定の原則に従って制約する課題を免れているのか。経済はこうした憲法をもつほどに成熟したと言えるだろうか。

2. 重商主義的介入の無原則は、一国の領域全体にわたる関連をいまだ形成していない局地的に分裂した経済のあり方に対応していた。経済権力は国民経済の統一体に結びつけられていないから、国家の経済への介入は部分的なものにたどるをえなかった。次のリベラルな時代には経済憲法の理念は無縁だった。諸力の自由な活動が経済を自然的均衡に保つ、という考え方から、介入は攪乱的である、国家は夜警機能を別とすればそれ以外の介入は余分である、と結論づけられ、経済と国家は相互に干渉しない二つの領域だ、という見方が合意された。

3. リベラルな経済理論は、その前提が現実の中に対応物をもつかぎり筋が通っており、適用も正当化された。多数の供給者・需要者が市場での同じ条件の下で相対するかぎりは自然な市場均衡が生じ、リベラルな経済理論の諸規則は国家の経済に対する態度についての基準を

なす、ということに疑念はない。

4. ただ、近代経済の現実とは根本的に異なっている。自由な競争はいまだ存在するとはいえ、国ごとに異なり、独占的諸組織 (Monopole, Monopoloide, Polypole) によって狭められている。いまや理論家は、経済的リベラリズムの諸原則・諸規則をただ繰り返すのではなく、近代的経済組織諸形態の登場によって今日の市場状況はかつてのそれからどのような根本的变化をとげたか、という問いを出すべきではないのか。ただこの問題に取り組んだ研究者は比較的少ない。

5. 市場状況の中では、現実によくみられるのが供給側の独占または寡占と需要側の自由競争である。そのことは徹底的に組織された労働市場とか、さまざまな生産段階でのカルテル間商品流通をみれば分かる。現実にはきわめて多様だが、あらゆる可能なケースを列挙する必要はない。以下の主要なものを確認すれば足りる。自由競争という虚構に固執せず、「現実の市場状況」を基礎として考えよう。

参考図¹⁰⁾

供給 \ 需要	自由競争 Freier Wettbewerb	寡占 Polypole	独占 Monopole
自由競争	1 :	2 : x	3 :
寡占	4 : x	5 : x	6 :
独占	7 :	8 :	9 : x

= 均衡成立, x = 均衡不成立

6. 考察の帰結は簡潔に定式化される。今日の経済がもはや自由競争で特徴づけられるものではない。根本的に変化した市場状況では、重要な場合に機械的均衡がそもそも成立しないか、図の3の欄の場合のように、成立したとしてもそれが望ましくないことがよくある。このことが正しいとするなら、国家と経済の関係は、まったく新たな段階に突入した。もし均衡がもはや自然的なものではありえず、むしろ不可避的に人為的なものとなるなら、どうして、この「人為的均衡」の形成を私人の手から取りあげて国家に委ねるべきだ、とならないのか。人間の能力に応じた組織の客観的機能というものを想定するなら、国家は、利害関係者の利己主義よりもうまくこの課題を遂行できる。かくして、経済は今日憲法をもつほどに成熟しているかという冒頭の問いには肯定的に答えられるべきである。

7. だが、どんな国家でも経済に対してこの職務を実行する力をもちうるのか、と疑うのも当然である。国家と経済の混合という意味での「全体国家 der totale Staat」は分かりやす

10) ベッケラート論文にこのような図があるわけではない。また Polypole は便宜的に寡占とした。これについてはシュタツケルベルクが論じている。[シュタツケルベルク : 25]

い現実である。現代政党国家は、経済の担い手たち 企業家、労働者、工業、農業 の間の闘争を議会へと持ち込み、お上の権力手段によって自らの意思を敗者（少数派）に強制することをそのときどきの多数派に許している。国家は経済の手中に移されたが、同時に経済過程の担い手たちの間での財配分を国家の権力者の声に委ねた。その声は所与の状況下ではただ利害関係者の要求を正当化できるにすぎぬ。あらゆる部分で組織された経済と議会制民主主義の国家との結びつきは、経済も国家も崩壊させた。

本項で図示した部分の記述に付された注でベッケラートは、「この見解はわが友人ハインリヒ・v. シュタツケルベルクの間もなく印刷される研究に基づいている」と記した。つまり表中の均衡不成立の部分では「シュタツケルベルク的事態」が生じている。市場に任せても均衡は回復しないのである。国家による人為的均衡の形成を目指すべきである。これがベッケラートの結論であった。だが国家とはこの場合、具体的にはヴァイマル共和国政府のことになる。彼が共和国を「全体国家」とみて、政策遂行の任にはあらず、としていることは明らかだ。ではどんな国家ならそれを担えるのか。それは強い国家でなくてはならない。これを明言したのがリュストウである。

iv. リュストウとオイケン

さきに見た社会政策学会でのコラムの報告後に討論が行われた。そこでのリュストウ (Alexander Rüstow, 1885-1963) の発言はドイツ新自由主義の生誕を宣するものと受けとられており、旗色鮮明であった。「猛り狂ったリベラリスト」として知られる者と自称する彼は、「全体国家」に終止符をうつべき、新たな「介入主義」を提案する。経済過程の攪乱は循環的に生じ、市場の自動的回復を待つしかないと言われる。だがそれだと、「ケインズの有名な示唆的表現を用いると、長い目で見れば我々はみな死んでいる」。[Schriften d. V.: 63] しかし保護策や補助金の弥縫策は負のスパイラルとなって事態の改善をもたらすことはない。

「かかる結果に直面して、我々は尋ねなければなりません。事態をすっかり成り行きに任せるのか、それとも、この見込みのない致命的な仕方事態の自然的進行に介入するのか - 我々には、本当に、このような選択肢しかないのだろうか、と。私はそうは思いません。第三の立場は存在する、そしてそれは正しく、かつ時宜を得たものである、と私は考えます。もしも、自由な進行でなら生じる新しい均衡状態は、たとえ多くの摩擦による消耗や困難を通してでなければ得られないにせよ、それ自体としては正しい解決であるということについて、同意があるのであれば、この均衡状態を介入によってただちに実現し、通過期間を、つまり放っておけば、新たな、それ自体として維持されうる状態が達成されるまで続く期間ですが、この、見通しのない闘争や敗北や貧困の期間を、いわばゼロに短縮しようとするというのは、きわめて分かりやすいことではないか。これはまさに、これま

でなされてきた介入の方向とは、正反対の方向での介入でありましょう。すなわち、市場法則に対立するのではなく、市場法則の方向での、旧来の状態の維持のためではなく、新たな状態をもたらすための、自然的な進行を遅延させるのではなく、それを迅速化するための、介入です。それ故にこれは『運命は望む者を導き、欲しない者をひきずる』をモットーとしたいわばリベラルな国家介入主義です。」(S. 64 5. 強調は引用者)

発言の続きの中で彼はヴァイマル国家についての見方を説明した。カール・シュミットがエルンスト・ユンガーにならって「全体国家」と名付けた現象とは、利害関係者の群れの団結した攻撃から身を守りえない、弱い、無能な国家のことである。国家は貪欲な諸利害によってばらばらに引き裂かれている。どの利害関係者も国家権力の一片をむしり取って、自分の目的のために利用しつくしている。つまり全体国家とは、多元主義となった獲物としての国家のことである。

リュストウは、均衡模索過程の時間を縮減せよ、「この帰結をただちに実現しよう」と主張した。彼はこれが新たなリベラリズムの形であると確信している。大会での発言はこう結ばれた。

「いずれにせよ、今日において主張可能であり、また私が友人たちとともに主張している新しいリベラリズム (Der neue Liberalismus) は、強い国家を要求します。それは、しかるべきところでは経済の上に、利害関係者の上に立つ国家です。リベラルな経済政策のための強い国家を、そして、相互に規定しあうがゆえに、強い国家のためのリベラルな経済政策を我が旨とする、この信条告白をもって発言を終わります。」(S. 69)

のちに新自由主義の中心人物の一人とされたワルター・オイケン (Walter Eucken, 1891-1950) も弱い国家を批判した。1932年の論稿「国家の構造転換と資本主義の危機」でオイケン は、資本主義の終焉がいわれているが、そんなことはない、という。資本主義が危機といわれるほどに生存能力を弱めてしまったのは、よく言われているような企業家精神の衰弱とか技術改良や発明の不振、官僚制化や企業家のレントナー化による動態性の低下が原因ではない。[Eucken: 297-301] 彼は、資本主義の国家的・社会的基礎が問題なのであり、しかもそれは普遍史の枠組で検討すべきことなのだ、とした。国家と経済の関係の歴史的な説明を省き、オイケンのドイツ国家に望んだことをみれば、リベラルな国家が経済の政治化によって経済国家 (Wirtschaftsstaat) となってしまったので、国家がふたたび経済闘争を制圧する力をもて、というものであった。彼はビスマルクを理想とする。なぜなら「ビスマルクの介入主義は国家理性 (Staatsräson) の介入主義であった」(S. 303) からだ。同じ社会政策でもビスマルクのそれは国家理性の政策であったが、彼以降のそれは国家と経済の関係が逆転していた。小売商

も手工業者も、農民も企業家も、自らの利益が脅かされると国家の特別保護をもとめた。世界大戦中には危機の下で国家が経済的諸力すべての動員を組織する指導性を再度手にしたが、終戦とともにまた逆転した。労働者・職員の大衆は高賃銀と労働条件の改善をめぐる戦いのなかで国家の助けを求めてそれを獲得した。

リュストウと同じくオイケンも、こうして国家が経済的諸利害ともつれあって国家の存在理由を失った状況を描いたが、彼の場合には別の論点も加わっている。彼はこの過程の説明中にトクヴィルに言及して、「国家の内的構造がまずは大衆の圧力の下で変形されて今日の経済国家が生まれたように、従来の国際システムもまたまさしく大衆の影響の増大のために崩壊し、新たな代わりのものでてこなかった」(S. 312)として、勢力均衡という国際システムの崩壊も同じ「大衆の圧力」で説明した。19世紀までつづいた平和・戦争の明確な区別という国際関係の通念には、重い賠償支払いという形で戦争の残滓を平和時に持ち込まないという理解があった。このように外交史を把握したオイケンの目には、ヴェルサイユ条約はこうしたヨーロッパ的国際関係の伝統を破壊したものと映った。かくも不安定化した国際関係では、通商政策でも国際貿易を十分に発展させるような方針はとりえず、国際資本流通も阻害される。外交政策上の安定の欠如は世界経済に破壊的な影響をあたえた、つまり外交政治の変化も経済危機の一因というわけである。進むべき道をオイケン是这样記す。

「もし国家が、経済とのもつれあいから生じる危険がいかに大きいものかを認識し、自己を大衆の影響から解き放つ力を見出して再び何らかの形で経済から距離をとり、講和条約によって作り出された今日の外交政策的混沌を均衡的で保障された国際システムに置き換えることができれば、古い資本主義諸国においても資本主義の新たな姿での力強いさらなる発展に道が開かれる」(S. 318)。

第一次大戦後の民主化により強力になった大衆とヴェルサイユ条約が国家の足かせとなっている。オイケンのヴァイマル共和国観には 一面的紹介であることを承知の上で言えば この視線がたしかに認められる。

v. シュミット (Carl Schmitt, 1888 1985)

1932年の政治状況にも触れておく。ドイツはこの年、選挙の年だった。『世界史年表』(岩波書店, 2001) の記載から拾い出してみると、

4月10日 大統領選第2ラウンドでヒンデンプルク再選

24日 ナチス、各州選挙で勝利

6月1日 パーベン内閣成立

31日 総選挙でナチス第一党

11月6日 国会選挙でナチス後退

12月4日 シュライヒャー内閣成立

という具合である。以下、年表にない事件を一つとりあげる。

パーベン内閣は前内閣のナチス突撃隊禁止命令を解除した。その結果ヴァイマル連合が政権の座にあったプロイセン州では、6～7月だけで政治的衝突により死者72名、負傷者497名が出たとされる。7月20日にパーベン・クーデターと言われる事件が起こった。この日2度にわたりドイツ国(ライヒ)首相パーベンが、大統領命令をプロイセン州(ラント)閣僚に渡した。第一令はヴァイマル憲法48条第1項・第2項に基づく「ラント内の公共安全と秩序の回復に関するライヒ大統領命令」であり、その場でラントの首相と内務大臣が罷免された。内務大臣職に対するライヒ・コミッサールに任命されたブラハトが発した最初の措置は、ベルリーンの警視總監、同副總監、警察司令官の罷免と代替者の任命であった。第二令は48条第1項に基づく「大ベルリンとブランデンブルク県における公共安全と秩序の回復に関するライヒ大統領命令」で、これによりライヒ国防大臣シュライヒャーがベルリンとブランデンブルクに戒厳令を出した。ラント政府側はゼネストという実力行使をも考慮したが、激論の末、合法的な形でライプツィヒ国事裁判所に提訴することとなった。複雑な法的手続きの末、憲法違反の訴えが受理され、10月に裁判が行われることになった。[雨宮 2005: 118 9; 高橋: 294 6]

ラント政府の弁護士はヘルマン・ヘラー、ライヒ側弁護団の中心はカール・シュミットであった。二人はそれぞれ裁判前の8月に新聞に投稿したが、この二つを分析した高橋愛子の研究から、シュミットの稿(8月1日掲載)に関する重要な指摘を引いておこう。

「... [1] 法解釈の前提ないし制約となる政治的問題をどのような『観点』から把握するかという点において、また、[2] 法解釈上の議論の何が『争点』であるかという問題設定において、両者は異なる。[1]の『観点』に関していえば、シュミットが強調する政治的問題とは、『政治的状況』ないし『政治的事態』であり、これについてのライヒ大統領による政治的決断にこそ本件の本質がある、とする。その際、シュミットが現存の『政治的状況』の決定的特徴として指摘するのは、『内乱状況 (Bürgerkriegssituation) における公然たる政治的対立の存在』、そして『多元的政党国家に特有の合法性の道具化という危険の存在』である。それゆえ、反国家的政党であるナチスと共産党には国家意思形成の合法的機会を与えてはならない、しかしその決断は一政党がすべきものではなく、超政党的存在としてのライヒ大統領の決断によってなされるべきものだ、という。」[高橋: 322]

法の前の平等という自由主義的原理は法治国家たることの重要な要件である。シュミットが重視する「平等のチャンス」は正常な議会状況を前提としていた。だが1932年のドイツにその

ような状況はなく、シュミット研究者のシュワープも、「...大統領に残された選択の道は、鉄腕政治を行うことである、というのがシュミットの論法であった。この文脈では、シュミットの『平等のチャンス』概念は、...法学に政治を注入することによって規範主義的な体系を突破しようとする、1932年における彼の最後のころみであったと見なければならぬ¹¹⁾」[シュワープ：130]としている。シュミットは、この事件と裁判の間の時期に書いた原稿のタイトル頁に、1970年ころラテン語の書き込みをしたという。それは「ここで私は冒涇された法とは縁を切る」だった。遺稿を調査した史家はこれについて「ライブツィヒ裁判は...カール・シュミットにとってのルピコン川であった。それを彼は越えた。その時、彼は生涯を決するような重大な意味を孕んだ決定を行ったのである」[雨宮 2005：119 20]と書いているという。シュミットには、1932年にルピコン川を渡ったという自覚があった、といえよう。

強い国家を望んだベッケラート、リュストウ、オイケンの3人は論稿・発言のなかで、いずれもシュミットの研究に言及していた。けだし当然であろう。

(4) 市場形態論の実践的意味

上述したように E. ベッケラートは先の論文の注で、市場形態の分類図式が弟子のシュタツケルベルクの研究に負うことを明示していた。その研究は、1933年に発表された2冊の有力な研究書への論評も加えて1934年に公表されることになる。シュタツケルベルクはイタリア語でも執筆し、イタリア事情に詳しく、また1931年にはナチ党员となっている。現代の入門教科書に現れる「シュタツケルベルク的事態」が、不完全競争理論の展開史のなかで生まれた重要な学問的成果だという評価は間違いではなかろう。だが文脈を同時代に求めるならば、同時代人ハイマン (Eduard Heimann, 1889 1967) の次の記述は、俄然リアリティをもってくる。ハイマンはヴァイマル期初頭に社会化委員会で活動し、レーヴェやリュストウとも交流があったが、人種的・政治的理由で1933年にアメリカへ亡命した人物である。

「...チェーンバーリン、ロビンソンとともに不完全競争の理論の創始者の一人といわれ、しかも唯一人その意味を正確に見てとっていたものが、一人のドイツ人であった...。ハインリッヒ・フォン・シュタツケルベルクがこれである。かれは、チェーンバーリン、ロビンソンほど技術的に細かい点は展開していないが、この理論を率直にファッショ的な形

11) シュワープはここに付した注のなかで、のちに『ピヒモス』を書くフランツ・ノイマンが32年9月7日付けでシュミットに出した手紙を引用しているが、そこには「平等のチャンスの原理を固守するためには、二つの巨大な集団 [資本と労働のこと] が妥協について合意をみななければならなくなるでしょう。あなたはこのことを指摘せんとして、この10年間、努力に努力を重ねてこられたわけですが、この努力がまったく失敗であったことは、すでに明らかになっているとおりです」[シュワープ：216]と書かれていた。ノイマンとシュミットの関係はトライブの書第7章で考察されている。

で述べている。すなわち、もし経済の世界が、自律的に統合する力を失い、浪費の多い独占の闘争に解体してしまうとするならば、そのときには国家の力に助けを求めねばならない。『自由による秩序』は、本来の経済学のプログラムであった。『力による秩序』が、今や不完全競争の理論のプログラムなのである。』[ハイマン：341]

翻訳文中の「ファシヨ的な形」が、比喩ではなく、イタリア・ファシズムそのものを指示した表現であることは、シュタツケルベルクの書を見れば分かる。彼は第6章「市場形態と経済政策」で、「国家による統一的市場規制についての興味ある一例がイタリアに見られる。ファシストの経済制度のなかにみられる組合組織市場は、年を追って発達し、そこでの価格形成について、すでに簡単な理論づけができそうに思えるほどにまで成長している。そこで、組合市場組織の理論的分析に、この本の以下の最終パラグラフをあてようと思う」[シュタツケルベルク：142]と記して、最終節の「ファシスト組合市場の理論的概説」に移っている。

そこではファシスト経済制度のなかでもとくに労働市場がとりあげられている。各生産部門の労働市場では、雇用者・被雇用者がそれぞれのシンジケートを作り、これが合法的団体とされる。またこの両者で当該生産部門の組合が作られ、これは国家機関とされる。労使双方のシンジケートの交渉で主に賃銀の調整が行われるが、供給需要両サイドが独占の市場（双方独占）なわけだから、自由な価格形成は、できないというより期待されていない。調整がなければ所轄官庁の調停が行われ、それでも不調なら労働裁判所の裁決となる。労働市場をモデルとして他の財市場も調整される。結論的に彼は、現実の組合市場の均衡が理想状態から離れる程度は、過去の自由資本主義の市場が理論モデルから離れる程度と変わらない、したがって「組合的市場組織は、自由資本主義経済における自然発生的均衡の成立の否定という結果に導いた市場構造の変化を真に中和して、新しい均衡を実現するもの」であることが分かる（146頁）、と結論づけた。この直前に彼は総括として、師のE. ベッケラートの論文「ファシズムの経済憲法」を引用している。この師弟はともにファシズムの労働憲章（後述）に強い関心を抱き、ドイツの進むべき道を示すモデルとしての可能性を探っている。そしてさらに言えば、1934年段階ともなれば、さきに想定された強い国家はすでにナチスによって実現されていた。

では、供給・需要両サイドを完全競争/多占（寡占）/独占の場合に分けて出来あがる市場形態のマトリクスは具体的になにを意味するか。先のベッケラート＝シュタツケルベルクの単純な図の9個の象限に×を入れておいた。まず、部分は市場に任せて均衡が成立する部分である。したがってまずは×部分が国家介入の対象とされ、独占・寡占を権力的に解体すれば均衡が成立する場合（例：9・5 1）、権力によってシンジケート（独占）を作らせて市場均衡が成立する場合（例：4 8）などのように、問題視されている市場における均衡成立の可能性を探ることができる。またのばあいでもその内容が望ましくない場合には対応策が想定できる。こうして、それぞれの市場について、つまりは各産業部門・個別業界について、

独占解体を命ずる部分 / 指導する部分 / 独占を維持して統制する部分、といった形に場合分けして扱えるようになる。業界ごとに放任・指導・統制の対応が検討されよう。

その次には、専門家が均衡点を先取りし、費用や価格を誘導・指定することも必要となる。たとえば価格カルテルの場合、供給側の各企業にとって可能な手は、コスト削減と生産（販売）量の調節であるが、これは理論上の完全競争市場での供給者が価格を与件とする立場と変わるところがない。[Beckerath: 361] 新自由主義者と呼ばれる経済学者は、この市場均衡という観念から立論するので、問題を均衡回復による解決という方向で扱う。だが市場メカニズムを作用させるためには国家の介入が必要となっている。その国家は諸利害を超越した強い国家でなければならない。こうして自由主義は権威主義的にしか存立しえなくなった。この意味でドイツ新自由主義を介入的自由主義と呼ぶことができる。そしてここにみた市場形態論は、その背後に寡占論 / 独占的競争論をおくことによって、新自由主義の生まれた事情を象徴的に語ってくれる。この簡単な 3×3 の市場形態論は、ナチス期にさらにミクシュを経てオイケン『経済学の基礎』（1940）の有名な 5×5 の姿に到った¹²⁾。

4. 非「新自由主義」者

(1) ミーゼス (Ludwig Mises, 1881-1973)

ここまで紹介したベッケラートやリュストウ、オイケンはいずれも弱い全体国家・経済国家を強い国家にすべきことを主張していた。つまり、現下の世界経済恐慌にどう対応するかという関心から、国家と経済のあり方に注目して着手点をそこに求めていた。ここではミーゼスの見解に立ち入ることはせず、彼の立場がどう見られていたかについて、同時代人の証言を二つ紹介するにとどめる。

上記3人が「ドイツ新自由主義」を作り出した経済学者に含められるのに対して、オーストリア人ミーゼスはそこにはいない。彼は1931年に『経済恐慌の原因』を出版したが、それが翌32年に『世界経済アルヒーフ』の文献紹介欄で取りあげられた。当該部分全体を紹介する。

「この観点の下で今日の状況を考察するものは、自明のごとく、あらゆる価格支持行動を

12) 黒川洋行『ドイツ社会的市場経済の理論と政策』（関東学院大学出版会、2012）の90頁でも紹介されている。図は原書 S. 131 であり、そこでの S. 111 の表記はミスであろう。黒川の記述は、この書が1940年に出されたという時代背景の緊迫した状況を伝えない。シュタツケルベルク＝ベッケラート、ミクシュの線路上に出てきたという理論系譜の意味も、オイケンは「純粋に数理的モデル化によって構成された新古典派の経済理論だけでは、理論が教える完全競争市場形態とは程遠い、複雑で多様な市場形態を有する産業経済社会に存する現実の諸問題を解決できるようには思われなかった」（同、80頁）と記すことによって、消してしまった。ミクシュについては雨宮（1999）19-25頁、雨宮（2006）119-21頁を参照。

有害と見なさねばならない。それゆえ私もこれに関わるミーゼスの記述 (S. 23ff.) に同意する。ただし、同時に、財生産者間の協定が回避可能だとは考えない。ミーゼスが介入主義への批判のさいに見過している一つの問題は、大きな需要があつてはじめて安価な生産が保証される企業における固定費比率の著しい上昇である。これについて私は以下のように考える。世界の政治的機構が経済的發展からみてあまりに立ち遅れているが、この政治的展開が立ち遅れの回復をなさない限り、この問題に対しては、できるだけ協定によって対処する以外の可能性はない。ここでは次の命題があてはまる。過当競争を抑えて生産価格を下げようとするなら、そこには同時にまた、一定の因果的規定要素を振り切った反動がその要素自体に較べてはるかに重大なものとなりうることによって、経済現象の有機的性格が明らかになる。」 [Genechten : 17* 18*]

この評者はミーゼスの理論的な立場を肯定しながらも、可能な対策を模索している。これに逆照射された形で介入に消極的なミーゼスの姿がある。同様の描写は日本でもなされていた。豊崎稔は1934年の論稿で、景気循環論の立場へのコメントの中で、「斯くて斯かる景気理論が推称する景気政策は純粋に消極的であつて、そのプログラムは適応 (Anpassung), 引下げ (Senkung), 制限 (Einschränkung), 下落さす事 (fallenlassen) である (註1)」として、この註に「例へばミーゼスの経済恐慌論参照」と記している。[豊崎: 32 3]

ミーゼスは、「ドイツ新自由主義」の生成局面では、その流れの中に位置していなかった。さきに見た口は、介入が一次的便法だという『常識』への信頼に真の打撃を与えたのは大恐慌だとして記していた。この衝迫の下に新たな認識が生まれてきたのであり、その一つの流れとしてドイツ新自由主義が生まれだ。こう理解するなら、ミーゼスは「常識」にとどまった非「新自由主義」者ということになる。この文脈ではむしろ「古典的自由主義」者の名が彼にはふさわしい。

(2) 本位田祥男

だがミーゼスを「新自由主義者」と呼ぶものもあつた。自らの自由主義への決別の辞とも思える序で始まる本位田祥男『経済統制の理論』(1938)は、恐慌への対応について、ゾンバルト『資本主義の将来』(1932)を下敷きに、保守的・反動的・改革的の三つの見地をあげた。彼はつぎのようにそれぞれを説明する。保守の見地とは、現状維持路線、つまりジグザグの政策で対応するものであり、展望をもちえぬものであつた。第二の反動的見地とは、「かつてはなやかなりし自由経済時代を顧み、純粋な偽造せられざる自由経済の復古を翹望する。この見地は、ミーゼス・カッセル等の新自由主義者の一派によって、強く主張されている見地」[本位田: 27]だとされ、ここでミーゼスの名が出された。この立場が反動的とされるのは、それが、自由経済の発展のなかから自動調節作用を妨げる現象が生じて前提が変化しているのに、

19世紀の状態に後退させようとする、つまりは歴史の流れを逆転しようとするからである。「今尚ほ、カルテルを専ら関税等の法的原因に帰着せしめているが如きミーゼスの見解」を蝶々と批判する必要はない、「自由経済の発展につれて、自由経済の前提に変化を生じたという事実を直視する吾々は、新自由主義者の復古的見解に賛成する事は出来ない」(29頁)というわけである。

第三は「統制経済の見地」と言い換えられ、これが最も妥当な態度とされた。「それは現在の成果たる部分的な統制を更に拡大して全体による統制となさんとするのである。独占体による支配から国家による統制へと発展する。…此の見地に立てば、かの独占体の発展は経済界を攪乱する要素ではなく、より高い段階に進展すべき基礎である」(30頁)。

ちなみにゾンバルトの『資本主義の将来』は、反動的立場に新自由主義なる呼称を重ねてはいない。また第三の立場は内容にそくして「計画経済」とも呼ばれている。そして彼の将来像は「自足 (Autarkie)」[ゾンバルト：24]であった。ゾンバルトは1932年にはドイツ社会政策学会の会長職にあり、ドレスデン大会二日目のテーマが「アウトアルキー」である。若い理論家たちの間では彼は時代遅れと思われていたのではないか。彼の「初期・盛期・晩期」資本主義の段階論や、晩期が次の経済体制の初期に重なって計画ないし共同経済の要素が強まるといった見方には批判的であり、初日の報告者・発言者もまずゾンバルト批判をのべてから自説開陳に入るといった態であった。

本位田の書の第二章第二節「統制の主体と客体」¹³⁾では、国家が統制主体であり、客体については経済社会を構成する単位、つまり家計と企業が中心だとされる。企業の統制の説明では、活動が全体の利益に奉仕すべく命令され、公共の利益を侵害しないよう方向づけられることが説かれる。そして「其の限りに於て統制経済は資本主義社会の肯定的立場に立つ」とされた。ここに微妙な問題が表われる。営利的経営を放任する組織と「社会が自ら其の要求を満足する為に経営を規律する組織」との間には組織論的な基本対立があるが、「どの程度に企業の自由を認めるか、どの程度に社会的見地から之を規律するかは、種々な条件の差によって制約される。… [これは統制の方法論として検討せねばならぬが] …此所でも明にし得る事は、所謂社会主義的組織とされている、即ち利潤の為でなくして、社会的消費の為に、或る産業を国家が経営する組織も、国家の産業に対する意識的規律の一方法として存在し得る事である。」そうして本位田は、国営か民営の監督かは経済の社会的効果如何である、とした¹⁴⁾。そうなる事

13) 「統制の主体と客体」という設定自体および展開には、当該節に注記されていないが、H. ベッケラート (Herbert von Beckerath, 1886-1966) の「政治憲法と経済憲法」(1932年)が下敷きに用いられているのではないかと推察される。この論稿は文献リストには掲げられている。ヘルベルトはエルヴィンのいとこで、1934年にアメリカに移った。

14) ドイツの1933年強制カルテル設立法の目的にも、いわばこうした幅と言えるものがあっただけに見える [雨宮 2009: 22-6]

は微妙になってくる。彼はこう記した。

「従って所謂統制経済の領域は、即ち経済活動に対する国家の意識的規律の経済は、組織化された資本主義から社会主義経済に迄跨がっているのだ。此の広い領域内で具体的に如何なる制度方法によるかは、国家自らの判断による事となったのだ。企業の自由な経営と其の自動的な規律とが自然の、従って何物にも犯す事の出来ない経済組織であるとする時代とは基礎的な差ができたとしなければならぬ」(44 5頁)。

ミーゼスを新自由主義者と呼んだ本位田には、ここで扱っているドイツの「新自由主義」という思潮への注視はとくに感じられない。ならば、ゾンバルトの三区分の第三の立場を採る本位田から「新自由主義」はどうみえるだろうか、という問いを提出してみるのも一興であろう。彼の視角からは「統制経済の一変種」となるように思われる。答はともあれ、この問いを出すことで、ドイツ新自由主義の歩むべき道の幅を、むしろその狭さを、示すことができるのではないか。

5. 私的イニシャティブ

では「自由主義」の語によって護持されるべきものは何か。E. ベッケラートのファシズム論が一つの答を示唆している。前掲論稿では、彼はイタリア・ファシズムの労働憲章を「経済憲法」と見ること自説を組み立てていた。1927年に出されたこの憲章は、1928年12月13日の法によって法的効力をもつに到った。ベッケラートはこの憲章が、まずもって労働市場の統制を狙っており、それには歴史的な根拠がある、とした。規定は、労働者と雇用者双方にシンジケート(同職団体)を組織させ、代表者に賃銀の決定を委ねたが、最終的には国家に決定権があった。労働市場は全面的に組織され、前出のマトリクスでいえば均衡不成立の第9欄にあたるものとなった。そこでまず、当事者の知識を賃銀決定に活用し、結論が必要条件を満たさない場合にのみ国家が介入する。[Beckerath: 359] これにならった形でイタリアは、同職団体国家として自己を組織化し、すべての職業の経済活動で国家統制への道を開いた。

ベッケラートは「個人主義」と「集団主義」の語をもって条文を検討するが、個人主義の要素に関わる重要な部分として、それを第7条が「生産の領域における私的イニシャティブを国民の利益にとって最も有効かつ有用な手段として」説明していることに着目した。この私的イニシャティブこそがファシズムをいまだりべラルなものとする根拠になっていた(S. 354 5)。彼がとくに注目した条文を掲げておく。

労働章典 (Carta del Lavoro, 21. 04. 1927) より

- ・ 団体国家は生産における私的イニシャティブ（民間主導 *l'iniziativa privata*）を国民のため最も効果的かつ有用なものとしなす。（以下略）
- ・ 雇用者の専門職団体（*associazioni*）は、生産の増加と改善およびコスト削減をあらゆる方法で促進する義務がある。自由業や芸術家、公務員団体の代表者は、芸術、科学と文芸の利益の保護、そして共同の（*corporativo*）道徳的目的を創出し達成することに貢献する。
- ・ 私的イニシャティブが存在しないか、または不十分な場合、または国家の政治的利害が危機に瀕している場合にのみ、経済的生産における国家の介入が行われる。これは、統制の形態、および直営の励行の形態を取ることができる。

しかしベッケラートは、この私的イニシャティブの強調を手放しで称賛はしない。第7条は、リベラルな競争市場が果す経済の「調整器」としての役割を私的イニシャティブに与えていない、という。それにはあくまで手段としての意義を認めているにすぎない、というわけだ。彼は、高い意義は認められてはいてもそれが「システムの軸ではない。そしてこれこそが決定的である。これには、リベラリズムのなかで企業家動機（*Unternehmerantrieb*）の開花を法的に保証している契約の自由が、憲章の経済システムにおいては労働裁判所と団体によって制約されている、ということが符合している」（S. 356）として、ファシズムの特質を示唆していた¹⁵⁾。

私的イニシャティブは非リベラルな経済でも重要視される。柳澤治の研究は、ナチスの戦時経済体制についてそれを例証している。その体制は「部分的な国有化や国家自身による経済活動を伴いながらも、基本的には民間の資本主義企業の存続を認め、それを国家的に規制しつつ、それとの対立を含みながら、しかし全体としては協働関係をつくり出す形で展開した」[柳澤：122]という。研究史は、戦時経済が市場経済を特徴とする「資本主義を土台とする限り、国家はこの市場経済を戦時システムの機構に組み込」む必要がある、ということの理解に欠けていた（126頁）。この点を踏まえれば、生産拡大にむけてナチ首脳が「経済人のイニシャティブ」を強調したことがきちんと理解できる。だが営利原則を認める経済人の「イニシャティブ」容認は、ナチス体制化では「民族共同体の全体的な利益と結びつかなければ」ならず、そこに基本的イデオロギー「公益は私益に優先する」が喧伝されねばならなかった（148頁）。戦前のイタリアに関しても、ベッケラートは先の個人主義と集団主義の対概念が根本では正しくない、

15) ファシズムとリベラリズムの関係は、経済思想がリベラリズムを扱うときの切り詰め＝狭さの事例にもなる。ベッケラートも言及した [E. Beckerath: 357] ジョヴァンニ・ジェンティーレは「ファシスト知識人宣言」（1925年）の起草者で、ルッジェーロに大きな影響を与えたが、後者は反ファシズムの立場であった。自由のあり方をめぐるこの時期のイタリアの議論でも当然ながら人格概念から教育、国家観が扱われた。[押場：159-60]

とした。なぜなら憲章を正しく読めば、それは「個人と全体との、社会と国家との、経済と国家との対立を克服しようとしている」から [E. Beckerath: 353]、というのであった。

6. おわりに

ドイツ新自由主義の生成局面をのぞいたのは、ナチズムやファシズムとの親近性を強調して新自由主義を貶価したいがためではない。世界恐慌のような危機局面において未来を切り開こうとする営為の困難さを受けとめてこそ、経済思想の迫真性を理解できると考えるからであり、また評価もそれを踏まえて可能になると考えるからである。そこで見えてきたのは、リベラリズムの語が示唆する内容の広さであり深さであった。ここで見たごくわずかな事例に触れただけでも、語の内容を規定することの困難さがよく分かる。経済思想は、そのときどきの事情に応じて、内容の一部を切り詰め、論者各自の展望にそれを落とし込み、自己の「リベラル」性を確保しようとしたのではないか。諦めの気分でそう考えてしまう例の一つを追加する。

所与の制度的枠組のなかでは価格メカニズムが経済過程を調整するとすれば、この調整機能に適合的か否かで政策手段を判断することになる。本稿では1932年に限ったが、その後、戦後の「社会的市場経済」論に結晶する議論の中で、ランペ (Adolf Lampe) は、体制への信頼および税の生産性という観点から、「市場適合性」基準でみると「消費税よりも直接課税の方が適切な税」 [トライブ: 290 1] だと結論づけた。これは今日の新自由主義とは逆の結論といえる。つまり、リベラルな立場が確保しようとする実質的内容に応じて、「リベラル」の弁証論が組み立てられる。本稿で見てきた経済的弱者の保護しかり、協約賃銀率引下げのための価格メカニズム回復しかりである。21世紀の現在なら、余剰資金の増殖欲 (であれば資本の、と言うべきか) 実現のための機会創出であろうか¹⁶⁾。

これを別様に表現すれば、リベラリズムとは、経済思想の次元のみで扱えるものではない、ということだ。とくに経済理論は市場・価格メカニズムを主戦場とすることにより、そこで扱うことの可能なリベラリズムの解釈を自前で用意することになる。そこではどうしてもリベラリズムの内容的切り詰めがなされる。グリーンはさておき、歴史学派の経済学者ブレンターノは市場理論を主戦場としたのではなかった。本稿ではドイツ社会政策学会の動きをイギリスの新自由主義に重ねようとした。このときのリベラルの語は、新村聡の言う「社会的自由主義」 [新村: 137] を意味するものである。当人が「リベラル」の語を用いるか否かにかかわらず、判定者がその語の内容と見なしたものを主張した人物は「リベラリスト」と呼んでよいことになる。また、とくに経済現象を対象とする場合には、意図の純粹さではなく行為・実践の結果を問うことは不可避である。ハイエクにしてその「自由主義は原理的な基礎付けが脆弱」 [池

16) ここではこの表現にとどめたが、筆者は小野が問題設定の前提となる現代の新自由主義に抱くイメージ [小野: 7] とはやや異なったものを抱いている。

田：152] とされるのも、彼が経済学出自の思想家であればこそ、と感じられる。このように割り切れれば、リベラリズムと取り組む経済思想とは、かならずやなにがしかの実質的内容を護持すべく、いくらかの内容切り詰めをおこなって、自己のリベラル性を訴えるものだ、と見える。その結果として、反リベラルを旗印にする少数をのぞけば、冒頭に示したように「リベラリズム = 自由主義と経済思想の展開とは、表裏一体」ということになりやすい。

専門性の高まりと同時に視野狭窄も生じるとはよく言われることだが、経済学についても同じことが指摘されている。「経済組織の一つの形態を説明するのに、『自由』ということばをつかうとき、それは人間の自由の問題とは何の関係もない」[ハイマン：24] としたハイマンは、人間社会の現実の構造についての基礎的な知識をもつなら「学生が、教えられる種類の知識に対して、また技術的な知識が使われ得るような計算で割り切れる社会というものに対して、批判的になれるかも知れない」(iii 頁) と日本人に告げていた¹⁷⁾。法・制度の形式合理性・計算可能性の高進が人の行為の合理性をたかめる、つまり自由の余地を広げる。経済理論はこの見方に立つことでリベラルを自称できる。ハイマンはその虚構性を指摘し、現実が複雑であること、そして人間の自由が経済の合理性で語れるものでないこと、を伝えた。

アメリカに渡ったコルムは財政学領域で評価され、彼の議論を含む財政論は、後に「リベラル」派¹⁸⁾ と呼ばれる思潮の一翼を担ったといえよう。コルムはトルーマン大統領経済諮問委員会に属し、ドイツ占領政策に影響を与える立場にあった。[トライブ：292] 対してドイツに残ったベッケラートやオイケン、ミュラー＝アルマックらは、戦後、反ナチの闘士、ネオ・リベラリストとされた。リュストウはシュライヒャーの閣僚名簿に載って経済相の候補と目されたが、1933年にトルコに亡命し、戦後ドイツに戻り、やはり1933年にドイツを去ったレプケとともにネオ・リベラリズムの父と呼ばれる。H. ベッケラートは1934年にアメリカに亡命した。主張内容の近いもの、政治的立場の近いもの、同じ研究者集団で活動したものの精査だけでも、その運命の多様さを印象づけられることとなろう¹⁹⁾。象徴的には、ここで非「新自由主義」者としたミーゼスは、同じくオーストリア出身のハイエクとともにネオ・リベラリストという評価が確定している。戦後、彼らと一括してネオ・リベラリストと称されることの多かったドイツ国内残留組は、これをどう感じていただろうか。

【付記】本稿作成にあたり、板井広明氏、黒須純一郎氏、吉野裕介氏にご示唆・ご教示をいただいた。記して謝意を表する。

17) ロウが「政治経済学」を説く [ロウ：6] のも、より高次のレベルで同様の内容を表現している、と解したい。

18) 新村のいう社会的自由主義 [新村：137] であり、同時代的な特異の語義では大きな政府派となる。

19) ナチス下のベッケラート・グループの戦後の活動と意義については、井上論文 (162-4 頁) を参照。

参考文献

- 雨宮昭彦 1999. 「ナチス期ドイツにおける『課題としての競争』」, 『土地制度史学別冊 20世紀資本主義 歴史と方法の再検討』: 土地制度史学会: 18-27.
- 雨宮昭彦 2005. 『競争秩序のポリティクス』: 東京大学出版会.
- 雨宮昭彦 2006. 「第3章 ドイツ新自由主義の生成」, 権上編 『新自由主義と戦後資本主義』: 日本経済評論社.
- 雨宮昭彦 2009. 「第1章 1930年代ドイツにおける<経済的自由>の法的再構築 ナチス経済法と競争秩序のシステム」, 雨宮/J. シュトレープ編 『管理された市場経済の生成 介入的自由主義の比較経済史』: 日本経済評論社.
- 池田幸弘 2012. 「フリードリヒ・ハイエクの経済的自由主義」, 『経済学史学会大会報告集』第76回: 148-153.
- 井上孝 2006. 「フライブルク学派とベッケラート研究会: ドイツ経済思想史の一断面」 『東海大学政治経済学部紀要』 38: 153-168.
- 江里口拓 2012. 「ニュー・リベラリズムと進化論のアナロジー」, 『経済学史学会大会報告集』第76回: 143-147.
- 大河内一男 1968. 『独逸社会政策思想史 (上巻)』: 青林書院新社. (初出1936年)
- 大野忠夫 1994. 『自由・公正・市場』: 創文社.
- 岡田与好 1987. 『経済的自由主義』: 東京大学出版会.
- 押場靖志 1986. 「書評 G・デ・ルッジェーロ著『ヨーロッパ自由主義史』」, 『地域研究ブックレビュー』 (東京外国語大学海外事情研究所) 3: 147-161.
- 小野清美 2008. 「ドイツ新自由主義の誕生とワイマル末期の政治」, ドイツ現代史研究会編 『ゲシヒテ』 1: 7-26.
- 河合栄治郎 1930. 『トーマス・ヒル・グリーン の思想体系 (上・下)』: 日本評論社.
- グリーン, T. H. 1952. 『政治義務の原理』: 北岡勳訳, 駿河台出版社.
- グリーン, T. H. 1977. 「自由立法と契約の自由」 山下重一訳, 『國學院大学栃木短期大学紀要』 1: 65-86.
- ジャム, E. 1967. 『経済思想史 (下)』: 久保田明光・山川義雄訳, 岩波書店.
- シュタッケルベルク 1970. 「市場形態と均衡」, フリッシュ/シュタッケルベルク/ヒックス 『寡占論集』: 大和瀬・上原訳, 至誠堂.
- シュワーブ 1988. 『例外の挑戦』: 服部・宮本・初宿・片山訳, みすず書房.
- ゾムバルト 1933. 「資本主義の将来」 鈴木晃訳, 『世界大思想全集 86』: 春秋社.
- 高橋愛子 2010. 「合法性と状況適合的擬似合法性の間: 『パーベン・クーデター』事件から『国事裁判』へ」, 『聖学院大学総合研究所紀要』 47: 291-350.
- (URT http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2189)

- 豊崎稔 1934. 「レオプケの二次恐慌論」, 『経済時報』(大阪商科大学) 6 3 : 31 40.
- トライブ, K. 1998. 『経済秩序のストラテジー』小林・手塚・栞田訳, ミネルヴァ書房.
- 新村聡 2012. 「アダム・スミスの社会的自由主義」, 『経済学史学会大会報告集』第76回 : 137 142.
- ハイマン, E. 1950. 『経済学説史』喜多村浩訳, 中央公論社.
- ブレンターノ, L. 1919. 『労働者問題』森戸辰男訳, 岩波書店.
- 本位田祥男 1938. 『統制経済の理論』日本評論社.
- 柳澤治 2012. 「ナチスの戦争準備・戦時経済体制と資本主義的企業」, 『経済論叢』(明治大学) 80 5・6 : 121 166.
- 若松繁信 1982. 「T・H・グリーンの世界思想」, 行安・藤原編 『T. H. グリーン研究』御茶の水書房 : 109 140.
- Becherath, Erwin von, 1932. Wirtschaftsverfassung des Faschismus, in *Schmollers Jahrbuch* 56 6 : 347 362.
- Beckerath, Hebert von, 1932. Politische und Wirtschaftsverfassung, in *Schmollers Jahrbuch* 56 6 : 258 276.
- Carta del lavoro. <http://www.polyarchy.org/basta/documenti/carta.lavoro.1927.html>
- Eucken, Walter, 1932. Staatliche Strukturwandlungen und die Krisis des Kapitalismus, in *Weltwirtschaftliches Archiv* 36 : 298 321.
- Genechten, R. van, 1932. Literatur zur Wirtschaftskrise, in *Weltwirtschaftliches Archiv* 36 (1932 II) : 1* 18*.
- Janssen, Hauke, 2009. *Nationalökonomie und Nationalsozialismus*, 3. Aufl., Marburg : Metropolis.
- Schriften des Vereins für Sozialpolitik* (Deutschland und die Weltkrise), Bd. 187, 1932 : 3 69.
- Sternberg, Fritz, 1932. Die Weltwirtschaftskrise, in *Weltwirtschaftliches Archiv* 36 Teil B : 109 132.